

# 日本印人研究

—小曾根乾堂と星海—

神野 雄 二

## 一 序

長崎は戦国時代末期から、三方を海に囲まれた天然の良港としての地理的な長所を生かし、貿易港として繁栄した。一五七〇年の開港以来四二〇有余年の歴史を誇っている。鎖国時代は、わが国で唯一の海外文化の受容地として、オランダ・中国などと交易した。つまり当時外国の最新の文化は、長崎を経由して日本全国に伝播していった。多くの文人墨客が外国文化を摂取するため長崎を訪れた。長崎は、洋学・医学・絵画などの文化的水準が高く、わが国の文化形成に果たした貢献度は甚だ大きい。

更に長崎に縁のある印人は数多い。一六四四年に明王朝は滅亡し、中国から日本へ亡命し帰化する人達がいた。それにともない、明人により篆刻が伝播された。その第一に挙げられるのが、日本篆刻の祖とされる独立(一五九六—一六七二)と心越(一六三九—一六九五)である。長崎は、独立・心越以来、篆刻家を多く輩出しており、当時の篆刻家は長崎と何らかの結びつきのある人が少なくない。源伯民・藤永孚・田中良庵・永田島僊子・趙陶齋・小曾根乾堂などである。また、頼春水は趙陶齋に師事し、十時梅厓や木村兼葭堂などはこの門に集い遊んだ。

さて、本稿で取り上げる小曾根乾堂は(一八二八—一八八五)(文政一—(明治一八)長崎の人で、諱を豊明、字を守辱、通称を栄、幼名は先に六郎太、後に六郎と称した。乾堂はその号であり、居所を鎮鼎山房といった。乾堂といえは、明治四年(一八七二)勅命により「御璽」・「国璽」を刻したことは、夙に有名である。が、この事以外の事跡は埋没してしまっている。乾堂の時代を先取りした開明思想家としての思想と実行、文人としての各種の

業績と作品、また社会・教育面での貢献など、彼の果たした功績は大きい。

本稿では、乾堂の嫡子星海(図1)の事蹟に関して言及する。また乾堂が星海に宛てた書簡を紹介する。明治後期の社会情勢や、中国との貿易の様子、小曾根家が社会に果たした歴史的一端が読み取れ興味深い。

## 二 日本印人研究の目的と方法

まず、日本の印章や篆刻を研究する目的と方法に関して、今後の方向性も含めて略述しておきたい。

### 1 研究の目的

日本における印学の研究、なかでも印章や篆刻そして印人や印譜の、広い視野に立った体系的な研究はまだ殆んど行われていない。わが国の文化史上、印章の占める位置は極めて大きい。これまで同研究は、書誌学の一部、また書道史の篆刻研究で取扱われているにすぎない。これは日本の歴史研究、美学・美術史研究での新しい基礎研究の一分野と位置づける事ができよう。私には日本の印章・篆刻の歴史的、文化史的、美学・美術史的な解明を目指しているが、総括的には、日本の印学の体系化を図りたい。本研究は、まさに未開拓の分野であり、考古学・古文書学・絵画史などに大きい成果をもたらすものである。

### 2 研究の方法

本研究の方法は、調査研究・文献研究・科学的研究の三種の方法が考えられる。

#### ① 調査研究

本研究はまだ先行研究が少なく研究実績が乏しい。資料も纏まったものは少なく、東京国立博物館・東京都立中央図書館・大阪府立図書館・和泉市久

保徳記念美術館などが、印譜や印章を収蔵するものの、未整理であり、閲覧も容易でない。本研究では、関連の諸機関や個人の収蔵家を直接訪問し、資料を閲覧し、複写し一つ一つ蒐集する。

## ②文献研究

本研究の文献的研究は、調査研究により蒐集した資料を分析し、体系化することである。また数少ない先行研究ではあるが、丁寧に拾い上げ再構成する。日本の印学・篆刻史の再構築である。

わが国の印人伝における唯一の専著と言える中井敬所の『日本印人伝』<sup>(3)</sup>として水田紀久先生の『続補日本印人伝』をさまざまな文献・資料より拾遺し補訂することが重要である。文人士大夫そして、篆刻の専家はもちろん、篆刻に関わる傍系の文人・芸術家をも含めた研究を行う。

## ③科学的研究

印章や篆刻の形象や線状を研究するため、座標を作り分析する。また構成部分を拡大し分析する。これにより、形象的要素を科学的に説明するものである。座標は、中央美術学園出版局が刊行した『天田地方―美しき書のモデュールたち』<sup>(4)</sup>（一九八八年）に掲載された座標や、古来用いられてきた九宮格等を基に、数的比例関係を考え考案する。篆刻の造形性を説明するのに有効と考えられる。

## 三 星海略伝

星海（一八五一―一九〇四）（嘉永四―明治三七）は、乾堂の長子である。農太郎と称し、星海はその号である。小曾根家第十四代当主である。その生涯は西琴石撰になる「小曾根農太郎碑文」（明治三八年）に詳しい。これはタイプライターによる和訳があるが、彼の墓石碑文と内容が幾らか相違している。碑文の全文を訓読しておく。墓は浪平太平寺にある。

## 小曾根農太郎 碑文

小曾根君ハ農太郎ト称シ、星海ハ其ノ号ナリ。考ハ乾堂、妣ハ稲津氏ニシテ、君ハ其ノ長子タリ。教ヲ家庭ニ受ケ、年十三ニシテ、父ニ随ヒ越前ニ赴ク。松平侯ニ謁セシニ、侯ハ其ノ俊秀ナルニ驚ク。十七ニシテ清国上海ニ航リ、雜貨ノ舗ヲ設ケ、居ルコト一年、適タマ國変ヲ聞キ、東ニ帰ル。性理財ニ長ジ、父歿シシ後、汽船ノ業ヲ営ミ、鉄工及ビ陶工ノ場ヲ開ク。山野ヲ墾キ、海浜ヲ墾メ、旁ラ修理ス、所謂小曾根町ナリ。一百余戸ヲ改築ス。君、事ヲ行フニ、自ラ信ズルコト、尤モ厚シ。独力必成ヲ期シ、而テ富饒スルコト旧ニ倍ス。一市ノ巨擘ト称セラル。市会並ニ県會議員ニ任ゼラレ、赤十字社特別社員ト為ル。貧ヲ救ヒ、英ヲ育スニ、捐金尠カラズ。小曾根小学ノ若キハ、特ニ力ヲ竭ス。今ノ鎮鼎校是レナリ。官屢シバ物ヲ賜ヒテ之ヲ賞ス。嘗テ有志ト謀リ、浪平神社ノ山腹ヲ拓キ以テ遊園ト為ス。或ヒハ維摩經ノ訳本数千部ヲ刊シ、諸ヲ信徒ニ頒ツ。其ノ善ヲ植フルコト率ネ此ノ類シ。人ト為リハ、簡寛ニシテ、言語ハ和愉ニシテ、一見親ムベシ。余力アレバ讀書シ、大意ヲ解スルニ止ム。躬行ヲ以テ主ト為ス。画法極メテ妙ニシテ、篆隸ハ其ノ長スル所ナリ。蓋シ乃翁ノ衣鉢ヲ伝フルナリ。又タ機械ニ精シク、時ニ手ヅカラ雜器ヲ製シ、自ラ娛シム。其ノ病ニ罹ルヤ、家憲ヲ定メ遺言ヲ書シ、余ニ請フテ考及ビ祖考ノ伝記ヲ作ラシム。是ニ先ジテ家宅倉庫ヲ改造スルモ、亦タ頗ル壯麗ナリ。工略ボ竣スルニ歿ス。嗚呼命ナルカナ、惜ヒカナ。実ニ明治三十七年六月五日、享年五十四ナリ。鎮鼎山先塋ニ葬ラル。前配ノ徳見氏ハ、男女各オノ三ヲ生ム。一女ハ夭シ、男ハ皆ナ凶ニシテ、二女は既ニ嫁ス。後配ノ早田氏ハ男女各オノ四ヲ生ム。女二、女ハ先ニス。他ノ未ダ嫁セザルハ、均次郎ヲ長シテ奉祀セリ。今年十六ニシテ商業ニ在リテ学ベリ。男女齊シク穎悟タリ。亦タ以テ泉下ニ応フルベキナリ。

明治三十八年六月

琴石齋西道仙ニ賜ヒテ撰ス  
不肖孤均次郎敬シテ書ス

また、「古賀十二郎講演筆記」(『小曾根乾堂翁五十年祭、小曾根星海翁三  
十年祭記録』昭和九年十二月)に次のように述べる。

小曾根星海先生は、乾堂先生の嫡子でありました。嘉永四年五月の生ま  
れで、通称を晨太郎と云ひ、星海はその号であります。

父乾堂先生の教導を受け、十三歳の折に、父と共に越前に至りて松平春  
嶽公に謁した。尋いで十七歳の時、上海に渡航し雜貨舗を開き、居ること  
一年にして長崎に還りました。理財に長じ、父乾堂先生没後、汽船会社を  
経営し、尚ほ鉄工場及び陶工場を設け、或は山野を開墾し、海浜を埋め築  
いた。そして一百余戸を改築した。

斯うして星海先生は、富饒田に倍し、長崎の富豪として謳はれた。市会  
議員、県会議員としても令聞があつた。そして、しばく救貧や育英のた  
めに寄附した。特に今の鎮鼎小学校の為に尽瘁されたことは、特筆すべ  
きことであります。嘗て有志と謀り、浪平神社山腹を拓きて遊園地とした  
事などは、今猶ほ吾人の記憶に新たなる事であります。

星海先生は、物質的方面ばかりでなく、尚ほ精神修養に努められました。  
かねて維摩經を誦し、維摩經数千部を上梓して之を有志の士に頒つたこ  
もありました。星海先生が両親に事へて孝行を尽されたことは、今猶ほ故  
老の間に噂されてゐます。星海先生が、父乾堂先生の衣鉢を伝へ、篆隸に  
長じられた事なども遺却してはなりません。それから星海先生が祖父六左  
衛門先生、父乾堂先生の事略を自ら書き留めて居らるゝ事なども注意すべ  
きことと思ひます。

星海先生は、明治三十八年六月五日を以て玉樓の客とられました。時  
に年五十四歳でありました。

文事に関して、碑文に「画法極メテ妙ニシテ、篆隸ハ其ノ長ズル所ナリ。

蓋シ乃翁ノ衣鉢ヲ伝フルナリ。」と述べる。星海の作品、篆刻に関わる資料  
が、小曾根家に伝わるが、乾堂の謹厳実直な姿勢をよく取り入れるとともに、  
又別種の風格を示している(図4、5)。篆刻では、星海の印影を収めた印  
牋袋があるが(図2、3)、彼の篆刻もまた謹厳実直な性格を反映しており、  
字形は整齊なものである。

#### 四 星海に宛てた乾堂書簡

乾堂が星海に宛てた書簡五通を紹介したい。すべて毛筆で書かれたもので  
ある。

##### 凡例

- 一、字体は通行字体を主として採用した。
- 一、仮名遣いは原文を尊重したが、通読の便を考慮し、句読点を適宜施した。
- 一、「b」は「より」と表記した。
- 一、誤字、脱字と思われるものは、原文の通りに翻印し、適宜その傍に(マ  
マ)とした。
- 一、行移りは、(—)で示した。
- 一、判読し難い箇所は、字数を推定できる場合は□で示し、判読推定した場  
合は□内に記した。
- 一、冒頭の数字は、書簡番号を表す。

##### ①

表書き

長崎小曾根町

小曾根晨太郎殿

乾堂具

裏書き

九年七月一日、自熊本魚ヤ三丁目錦屋丑平宅発ス、

封外啓白、寺跡蘭□殿行之書状者丸茂君江之書中二一同封し込置候

本文

第四次之書翰ニ丸茂氏与リ之書状」到来、委細承領いたし候。即御染」筆頂  
戴之御礼書相認め差出、尚又右」貴籠拝謝之堂め二、横巻長さ四」間相認め、  
丸茂氏迄礼状差出し候。印材」者何分長崎ニ良材無之。願くバ東京ニ」おる

て御吟味相成、石之龜悪者、呉服「橋松本亭齋二御為見之上御降し被下」候様願入置候。尼形氏も島原ニおゐて大病「漸く当三十日ニ当県ニ来着、色々相談いたし」居候。当地者何分明末清初之書画有之。「折々諸方ニ被招粉本写し取稽古之一端」ニ相成申し候。清国開きし一條者因循家而已「多く隙取り可申存候付咄し置候迹ニて開け可申故ニ、今一応拝接之上、臨機次第」帰県之積りなり。家内一同安慶御老「人者不乃申し、皆々へ宜敷被申し入候様、嬰兒」保護專ニ候。先者「便近況安泰之情」申し入度、余者後便、勿々不具。

七月一日

乾堂叟

曦軒殿

常子

尚々江戸便者、一応長崎ニ参り可申「て者容易ニ当県与便宜無之依之其他」ニ差之出申し候間、着次第郵便より呈送有之度「熊本県乃容子者と人と旧幕之人物」而已ニテ一新之景況者更ニ見へ不申、風雅「之地なり、〇〇御帆先生昭しめ懇意之人々ニも」宜敷被申候様頼入候

②  
表書き

長崎大浦 天津公館より

小曾根震太郎殿 乾堂

平安

裏書き

未七月廿八日奉封

□天津三又河旗昌号寓□

発ス

本文

七月廿九日今啓「秋冷之節、」益壯健と喜入候、野老も堅「固ニ天漸く今日」

卿様始一同於天津会馆「皇国と清国との御條約御調印」相濟、日本清国欽差全權之前ニお為「天、兩國調印之命を蒙り、押印首尾能相整、為邦家、歡喜いたし候」右了而北京行為離杯、不一方饗応「逢ひ、明廿九日ハ、清国欽差大臣如」め一同、日本公館ニお為天、日本料理「相交せ、兩國乃料理を以天、御饗応の」乃つもり二天いそがしく候、右相濟候上者、「本八月二日、皆者北京へ発足、川船四日」二天如何可致、北京滞留十日斗り「夫より再び天津ニかへり四五日滞留、」上海ニ向け帰帆、夫より甯波「漢口辺御見置乃様子なれども」臨機応変可定、頃日御條約書「御用中、返書間ニ合す、紅唐紙ニざつ」と相認め、神代氏ニ相頼遣し候、定め天披「見いたされ候御事と存候、拝借金一條者、」横山氏ニ倚頼いたし、會計の方ハ、木下ニ「相談八幡町神村へ熟談と存候へ共、留守中」ニ而者、行届申し間敷処と案し居申し候「勿論右者御幕之折、無理非道ニ居留地」ニいたされ、初発一万兩より七千兩となり、後二者「五千三千と阿登しざり二天、終ニ右金子不相」渡処より無據、三千兩御借附置より、無「利足拝借のつもり、終ニ者年壹割捨テ」年賦と相成候、金子二天世間乃五ヶ年ニ割「乃借用と者相違いたし、旧幕之暴」一政ニより、如斯相成候金子なれば、急度「議論相立御つもりニ者候へ共、其事ニ不馴」二天者、存意洞微いたさず、如何相成候「哉、夫而已案し居申し候、併し留守中」乃事故、願書御聞濟無之候ハバ、記能可「被取斗事と存居申し候、大機者晩」成と肝膽血ニまみる程心配いたされ者、「親乃艱難苦勞者、不相分毛のなり、」祖父十三歳より二十五歳迄、豊後町江被「相勉、孤独ニして一家を興し、学」問経済迄も、苦業の紅夢乃間も忘る「べから須候、〇過日長崎商人ニ頼み候書状当、」人出立延引いたし、当月中二帆前船二天「上海不立寄、帰帆之積り而天隙取り」御様子ニ付、取りもどし一封ニいたし、前後「なれども差おくり申し候、さ春が唐国」二天目くら多く、名器類極「下直ニ」被相求候ニ付き、夥買入れ候積り北京「ニ而者、いよく遣ひ払ひ候覚悟ニ付、」宮本乃品物ハ他ニ預け、八月下旬迄ニ、「上海ニ向け、金子相送り候様心配有之度」申出、約之人々、皆目利二天買入れ候毛の沢「目立候儀者無之、必ず他日乃案じ」可申有之、勿論御用品一同杯、かへり候ニ付而者、「無税無運賃なり、前後相揃へ能く」注意春べし、「〇ヘルプ一條も如何、後便二天申し送候、」先者 次申入度、築町御老人「始め一統江前後不申入母子より、」厚く御申置渡、早々不具、

辛未七月廿九日夜

乾堂

常子殿  
曦軒子

③  
表書き

長崎大浦小曾根町 天津公館より

小曾根震太郎殿

乾堂

平安

裏書き

辛未 八月二日、七ツ時着

七月廿一日、天津三又河旗昌号、

劉樹滋邸より発、盆前、長崎人二委

書相托し置候人共、日人ま多帰国無之より

度々帰国いたし候、熟読有之度候なり

本文

二月廿五日夜、致啓達候、当月十八日「与里暴雨降続き、三十年來」無之、大雨洪水与申事二而、天津「人家所々瓦二天、煉り立ル家居崩落」いたし、旅館劉氏も、式ヶ所程壁「瓦相懷連申候、漸く当廿五日二到り、青」天を見、夜半星辰を望み候、老父も「百事無異、日々相居候二付、此趣長崎」稲津御老翁始め、宮本にも可被申、「送候ヘルプ、応接之儀者、追々期日二」及び候二付、万祥如意是而已「祈念」罷在候二付、便宜故々、神代、齋藤御「兩家江兼々倚頼いたし置候書状」有之度、且又外人応接之儀二付而も「老幼之儀耳付、神代大人にも請」教、御儀精々、小前与里、頼入置候間、「談有之度存候、盆二も相趣候間、家事」仕舞事、且俱長拝借之都合も、「帰国之上、石田氏其外江も、ヘルプ一條を以、」示談可然都合も、能々商堂可被

致、「上海滞在中ハ清国物品乃目錄、不殘」唐類ニ而覺智いたし置尺度之儀

者」日本と比較之寸法を暗記し、寸尺ハ三通り、「斤量も、幾個も有之、茶者一斤何百目、」糸ハ幾百目といふが如具、即今与里「清国之事情、覺智いたす二者、年齢」遲具存候共、潭茂之さへ、日本之「事、速ニ暗記いたし候事を考へ、一日」片時も無怠慢、修行被為致度、「天朝乃大政も、いよく御変遷ニ相成、」商人二英豪乃人物を造り立都天、「商賈ニ自由自在乃權力を、政府」与里、御授与有之、世界万国同様「巨商多きを以天、」皇国之威力と被為成度、諸官省「之御商議、相決候事柄、明亮致し」候上者、いよく堅実忠誠ニ之而外国「之事情通曉いたし候儀心掛候者古曾、」国家之至宝多□ニより、懦弱遊興「之念慮を微塵ニ碎き、研精有之」度々なり、ま多、御條約御下條談判ひまどり候気色ニ附而者、天津「滞留遅延と存候、先者、右申入度」早々不具候、

辛未六月

廿五日夜

乾堂具

④

表書き

上海二馬路

大鵬号寓居

小曾根震太郎殿

在天津公館

乾堂

平安

裏書き

辛未七月八日発ス

本文

七月八日啓上いたし候、先以拙者も身体安「養、天地神明乃加護ニより万事無聊ニ、」天津滞在致居候、貴様ニも無事ニ上海「滞留被致候事と者存候共、今日迄先便乃」返書到来不到、ヘルプ一條も如何被取謀「候哉与、日々喜報待入候、天津者先達而之」大暴雨、六月十八日より同月廿五日迄耳、家居潰

連、且ツ崩れ落チ、「河辺流死、斃死致し候迄、都合式千人余二も及び候程」  
 乃事二天、幾千人となく巢窟を失ひ、官「府より慈育を受け、市中家毎ル、  
 其分限ニ応し」救育いたし、又者北京より十万石斗リハ被賜候趣二候、「当  
 地之人口ニ者、咸豊三年以来の大洪水与申す説二候、「長崎さつま屋しき向  
 ひ服部御宅を引受」商館ニ致し居申し候、薩商布屋手代商人、天「津二参り  
 以前、広隆号陳瑛の方ニ被遣居候、唐人余泉桂」与申乍浦人と同居いたし居  
 候、尤問屋ハ栄発機と天、「福建人天津二参り、春べ天長崎泰昌号、裕興号、  
 広隆」号より日本産をおくり候、問屋二天余泉桂ハ半」年斗リ宛滞留致シ、  
 売さばき候趣ニ、右之唐人江も」折々面会いたし、当地形勢問合せ居申候、「  
 昆布ハ天津二天一ヶ年凡式百万斤斗リハ売捌き」申し候趣二天其外ガス茶百  
 斤四ドルより八ドル位」の茶、相捌け申候趣なり、当時ハ二番昆布」百斤四  
 ドル三合斗リニ売払ひ候趣候へ共、問屋口銭運」賃諸雑用用さし引き、百斤  
 二付一ドル三合斗り候、引け」候趣二付、正味三ドル三合斗りと申事二天候、  
 併し」頃日日本、大坂、相場殊外値段引上げ、天津と」同様乃相場なる趣、  
 右布屋手代臼井某申され」候、○長崎より来状有之候、宮本の毛やふ」可被  
 申趣候、定め天宮本築町一統も」無事与者存候共、遠路之儀二付、案し」居  
 申し候、「○御條約も御談判、彼是隙取、天津着」以来、六月七日着なり、  
 昨七夕迄壹ヶ月二及び」申し候、唐人氣長き二者感心いたし候、併し」今  
 日」御使節李鴻章邸ニ御出ニ相成、猶御談」合有之候二付、当七月中二者、  
 北京ニ赴き候様□相」成歟与、皆々申居候、近々布屋手代臼井」氏、御序候  
 尋二付、其節又々可申送候、「○先便申送置候、洋銀者、成丈当七月」下旬  
 八月上旬迄二者、金配いたし、甯波、漢口其外二而、奇珍之品々相求め候用  
 意ニいたし度」候二付、無相違心配可被致候、天津ハ田舎二天、「北京ハ清  
 国中の江戸ニ付、重大乃珍器可有之候二付、相求度ニも、右纔乃金子ニ而者、  
 とても」足り合不申、殆と相困り居申候、古の書」翰茶次第、急ニ返書神代、  
 齋藤御両」家ニ相頼可被遣候、且又貴様、右飛脚」船一條相濟、長崎ニ引取  
 様申上候、速可尔」上海神代、当ニ一封相認め、御用状中尔」封じ、御使節  
 約宅ニ相届き御様、精々」相頼み可申候、先者近来乃様子申入度、「築町御  
 老人始一同ニ宜敷可被申上候也、」早々不具候、

辛未七月八日

乾堂具

曦軒子

猶々言忠信行篤敬他年大業緊要」之様二付、人口ニ係らぬ様謹慎養生」行  
 住坐臥可被相心掛候なり、

⑤  
表書き

上海二馬路大鵬号寓 天津公館与里

小曾根辰太郎殿 乾堂

平安

裏書き

七月二日着

本文

藤井徳助殿、小嶋卯兵衛殿、明十二日、天津出立」耳付、一書を托し候、秋  
 冷□□の処、築町」御老人始、宮本一同無事之由、先々致□有之、七月二  
 日、上海より被送候書状、同十日夜、相」達ヘルプ一條香港与里、直二横浜  
 二参り、横」浜二天隙候二付而者、一応長崎二当月」三日帰帆之趣、兎も機  
 二臨み、変ニ応し」遠盛乃見込相建候様、夢乃間も失忘阿るべから須、「一  
 上海滞留中、生意之事業、能々探」索いたし候、心掛之程、喜び入申候、「  
 帰国有之候、日夜勉強是迄、漢語英語」不心掛二天不自由いたし候儀、感発  
 いたし」日々精勵有之度、今後御條御被結」皇国天使伊達卿与清国副一品  
 李」鴻章之決議相成候場所十五ヶ所」

上海 江蘇松江府上海縣

鎮江 同 鎮江府丹徒縣

甯波 浙江甯波府鄞縣

九江 江西九江府德花縣

漢口 湖北漢陽府漢口縣

天津 直隸天津府天津縣

牛莊 奉天府海城縣

芝罘 山東登州府福山県  
 広州 広東広州府南海県  
 汕頭 同 潮州府朝陽県  
 瓊州 同 瓊州府瓊山県  
 台湾 福建台湾府台湾県  
 廈門 同 泉州府廈門廳  
 淡水 同 福建台湾府淡水廳  
 福州 福建福州府閩県

右拾五口開港、両国和親相整候ニ付而者、  
 讐ニ異らず、且清国者 皇国と者唇齒不相離、  
 彼我速ニ多日貿易者、万古不易と猛然と決、  
 心有之度なり、天津之相場、  
 彼是之儀者、薄井小嶋兩人江、  
 面接相被談候、兩人者薩摩屋敷向ひ服部、  
 迹引受居候、薩州商人布屋之而榮発機と申、  
 天津針市街(チユンズーケー)ニ有之、  
 問屋ニ同居致居申候、  
 余泉者迹々留り、長崎商人者近日帰国いたし候、  
 早晚市価

同治十年七月八日

一番昆布の与し

頭香 三十匁

二番の与し

式香 拾七匁

キザミ昆布

舞 四拾貳匁

日本中茶以下

茶葉 上百廿匁内外

中八拾匁与里百目

日本の粥

茶末 上 六拾貳三匁

中 五拾四五匁

カンテン

洋菜 上廿八匁

川芎

買手なし

とさか

紅葉 百目

瀬貝

淡菜 四拾二匁

アサクサノリ

紫菜

手あわび

魚 三百廿匁

魚 三百廿匁

いりこ

海參

三百六拾匁与里

五百廿匁位迄

春るめ

魚 買手なし

魚 買手なし

フカのひ連

魚翅 三百廿匁

五百貳三拾匁迄

イタラがひ

干貝 六百目

干貝 六百目

牡丹皮

牡丹皮 貳百廿匁

牡丹皮 貳百廿匁

桂皮 五拾匁

桂皮 五拾匁

陳皮の与し

桔皮 廿貳匁

桔皮 廿貳匁

右翻訳唐通事穎川に相尋候付、  
 唐人江も問合せ精密ニ可被調、  
 壹匁ハテールニ天「唐人紋銀なり、  
 拾匁ヲ以天壹両と春るといふ、  
 」ドルニ直すニ

鳥梅 同断

シユロの皮

棕片 三拾六匁

台湾サトウ

台青 三拾七匁

台青 三拾七匁

潮州

頂番

サトフ 扛粉 八拾五匁

サトフ 扛粉 八拾五匁

広東頂番サトフ

奇白 八拾廿匁

奇白 八拾廿匁

赤サトフ

赤砂 四拾匁

赤砂 四拾匁

水さとふ

白氷 六拾匁

白氷 六拾匁

二番の与し 春氷 五拾貳匁

二番の与し 春氷 五拾貳匁

牡丹皮 貳百廿匁 甘艸 上百目

牡丹皮 貳百廿匁 甘艸 上百目

桂皮 五拾匁 中八拾目

桂皮 五拾匁 中八拾目

陳皮の与し 桔皮 廿貳匁

陳皮の与し 桔皮 廿貳匁

桔皮 廿貳匁

桔皮 廿貳匁

者、ドル相場二天掛割事者、上海同様の与し、〇ませる吸口玉ギビシヨ乃類、当地ハ玉色殊外悪敷、」きせる吸口者、よろしく候へ共、キビシヨハ思敷無之、」毛せん絨毯獸皮ハ虎 豹 貂 鼠 白狐 赤狐 毛織モンパ尤妙」なり、依之皆々申合也、買取候積り、天津産乃」毛せん類、清国ニ而も上品と貴び申候故也、」〇右相場附相談中、広隆号、余泉桂」号鴻岡参り候二付、右翻書相見せ候處、額川の」説与相違ひ候二付、墨二天傍らニ相記し置申し候、」〇薄井徳助、馬町人、小島徳助、大村ソトメ乃人、右兩人 □州布屋手代二付、水さし、朱沢、水筆立、箱入ニして」相頼、宮本江相屈、皆々様頼置候間、着被致候バ、」受取置可被成候、」四五日前、御條約全く相整ひ候二付、昨一日、」右御條約書相認め趣向中ニ御座候、当月」廿日頃迄二者、全備可致与相察し申し候、」左候ハバ、当月末二者、北京ニ参り可申、北」京二者者、所々遊観、日本江相誇り候品相求」候二付而者、囊中ツカイきり、不足乃分者、諸君」より他借乃積り之候、」卿様奉始、随從之官員も皆々、文房具」其外、唐国ニ天珍敷品者、不残被買集候二付、」聊品物買入候儀者、皆々同情なり、最早」今月十三日ニも相及び候二付而者、盆前之仕舞」彼是多忙と相察し申し候、誠実孝悌」を主とし天、亡祖父乃歎難を想慕し」聊も油断阿るべから須候、」〇何連即公乃模様二者者、八月上旬二者、上海」ニ帰り可申歟、夫迄之内ニ右心配之金子上」海ニ天落手いたし候様、有之度候なり、」右尚便申入度、用事有之候ハバ、上海」新大橋、日本公館、齋藤神代両家ニ頼み」一書を可被送候右申入度、早々不具候

辛未

七月十三日

乾堂具候

曠軒子江

尚々、築町御老人様、叔父方江も、亘敷」可被申入度候、天津在留中も、養生第一と」いたし、身体健康なり、宮本取締」母子申談、銅城鍊壁乃如く阿り度」毛の也、□平戸一件、定め天子今埒明き申間敷」右者県一廳江願書さし上、若御採用無之時者、」刑部者ニ持出し、大議論を受け、」長講地改人唐人乃みを依怙いたし、」日本商人如何様、難儀いたし候共、」不差構之罪を正し申度、依之、」町乙名、受印申度、公訴可致、若平戸」より呼寄、不相

叶候ハバ、東京ニ而天、蔽」重明断相受度心組ニ而、可被取計」帰帆之砌、津田大判車江大急ニ免弊」十分申込之一端なり、夢の間も油」断なく急速可被取候、」

##### 五 書簡から読み取れる事

書簡①は、乾堂が明治九年（一八七六、乾堂四九歳）の時、書簡②③④⑤は、明治四年（一八七一、乾堂四四歳）の時、長子辰太郎に宛てたものである。それぞれの書簡の内容を見てみたい。

書簡①は、篆刻の印材に触れたものである。また、明治維新後の熊本の事情が窺われ、当時を知る歴史資料ともなっている。書簡②は、日清修好通商条規の締結の様子が窺い知れる。書簡③は、商業の大切さや他国の事情に通暁することの重要性を述べる。書簡④は、北京や天津の商業事情を述べる。書簡⑤は、中国との取引事情について、条約の締結について、文房具買入れの事情など、内容が多岐にわたる。

このように、これらの書簡は、明治前期の政治や社会情勢、中国との貿易の情況、小曾根家が社会に果たした歴史的一端が読み取れ興味深い。また常に乾堂は芸術に深い関心を示しており、文化人乾堂の面目躍如たるものがある。更に乾堂が星海に寄せる期待等が見て取れる。

##### 六 結語

本稿では、嫡子星海に宛てた小曾根乾堂の書簡を紹介した。明治前期の社会情勢や、中国との貿易の様子、小曾根家が社会に果たした歴史的一端が示されており、貴重な内容となっている。乾堂の時代を先取りした開明思想家としての思想と実行、文人としての各種の業績と作品、また社会・教育面での貢献など、正当な評価がなされていない。今後は小曾根家に遺された他の書簡を精査するとともに、彼の伝記の充実を図りたい。作品研究や印学の方面からの研究を併せて進めたい。できうれば、長崎派の篆刻家の総合的な研究に結び付けたい。印章・篆刻や印学の研究は、歴史考古学や芸術の対象としてだけでなく、文化史、書学・書道史、美学・美術史等その裨益すると



ころは甚だ大きい。  
 本稿執筆に際し、小曾根家十七代当主小曾根吉郎（星雲）氏、長崎市立博物館から種々ご配慮ご指導を頂いた。紙面をお借りして感謝の意を表する。

(注)

- (1) 拙稿「日本印人研究—小曾根乾堂の生涯とその系譜—」（熊本大学教育学部紀要）第五五号、二〇〇六年十一月
- (2) 拙稿「小曾根乾堂論—篆刻を中心として—」（書学書道史研究）第七号、書学書道史学会、一九九七年九月
- (3) 敬所の『日本印人伝』の凡例に「この編、印人と称するものは、必ずしも専門家にあらず。余技これを楽しむものも、またここに掲ぐ。」とあるが、それに倣う。
- (4) 中央美術学園は、学校案内に、「創造の喜びと生きがいを多くの人に」と昭和二十二年に創立した中美は、芸術を生み出す感動が原点。一歩でも理想的な美術学校へと、常に自由で新しくをモットーに、前進発展。教育機関としての中央美術学園、啓蒙機関としての出版局、研究発表機関として卒業生を母体に発足した中央美術協会の三つを柱に、独自の活動を実践してきました。」とあり、美術専門学校として、長い歴史を有している。同校が作製した座標は文字の形態研究において画期的なものといえる。
- (5) 古賀十二郎は、明治十二年、長崎市立五島町に生まれた。長崎史研究の第一人者であり、現代長崎学の祖といわれる。著書に、生前刊行された『長崎市史』風俗編、『西洋美術伝来史』、『長崎絵画全史』があり、亡後『丸山遊女と唐紅毛人』（上・下）、『長崎開港史』、『長崎洋学史』（上・下）などが刊行された。



図1 星海 肖像



図2 星海 印機袋

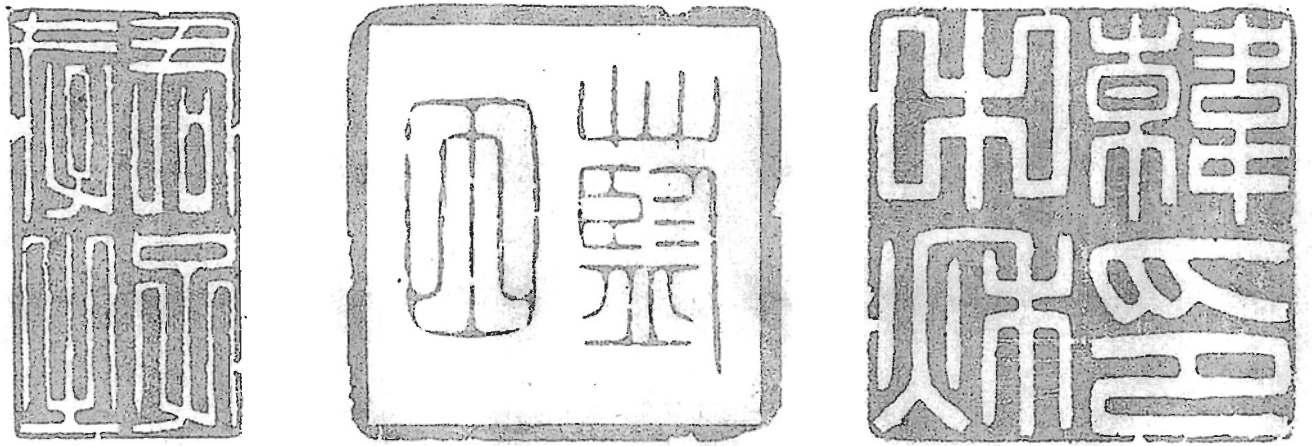


图3 星海 印影（韓中秋印・藍田・君子存之）縮小

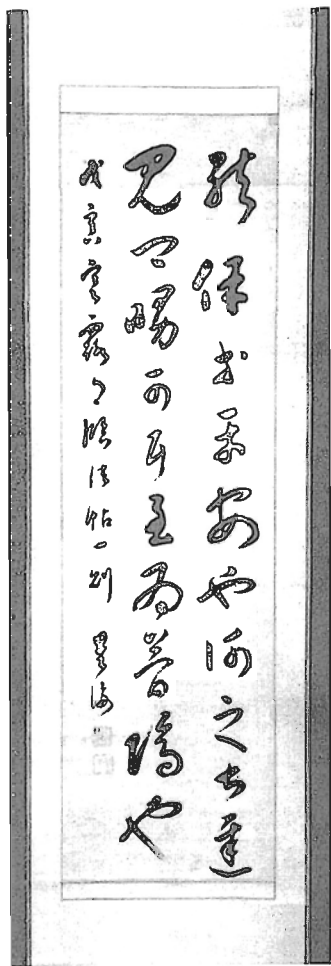


图5 星海 臨書軸



图4 星海 隸書軸